

公明党

障がい者福祉委員会

委員長 三浦 信祐 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国社会就労センター協議会

会長 阿由葉 寛

障害者総合支援法施行後3年の見直しに係る要望

本会は、障害者に対し福祉的就労の機会を提供する社会就労センター（就労継続支援（A型・B型）事業所、就労移行支援事業所（就労定着支援事業所を含む）、生産活動を行う生活介護事業所、生保・社会事業授産施設等）を会員とする組織です。

本会では、会員事業所と連携し、働くことを希望するすべての障害者が働く場を自由に選択することを保障するために、住まいの場を含めた障害者の多様なニーズに応えるべく取り組みを進めております。

今般の新型コロナウイルス感染症の再拡大の中で、各事業所では、利用者および従事者の感染予防を徹底し、利用者支援を継続しております。

こういった状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応ならびに障害者総合支援法施行後3年の見直しに関して、以下のとおりご要望申し上げます。

記

1. 長期化するコロナ禍の影響を踏まえ、令和4年度の就労系障害福祉サービスにおける報酬算定に係る実績の算出について、令和3年度に適用された特例措置を継続してください。
2. 就労継続支援B型事業所全体の平均工賃月額を引き上げるために、基準省令第201条・第2項の工賃平均額（最低基準）を現行の3,000円から段階的に引き上げてください（引き上げにあたっては、すべての事業所が対応できるように経過措置期間を設けてください）。
3. 本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とするグループホームのサービス類型の新設ありきではなく、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援の機能強化を最優先に検討してください。
4. グループホーム（外部サービス利用型、介護サービス包括型）における夜間帯の休憩時間の問題について、現場の実態や課題を把握したうえで、必要に応じて労働基準法施行規則を改正する等の対応を検討してください。
5. 福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員等特定処遇改善加算を一本化するとともに、加算額の更なる拡充をお願いします。また、すべての事業種別・職種を対象とし、煩雑な事務作業が生じないように配分方法等を事業所の裁量に任せる仕組みとしてください。
6. 新高額障害福祉サービス等給付費による利用者負担の軽減措置に設定されている要件を廃止し、サービスを必要とする65歳に達した全ての障害者を軽減措置の対象にしてください。